

河合町告示第31号

河合農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律題58号)第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告し、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案を次により縦覧に供する。

当該農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議あるときは、平成30年8月22日の翌日から起算して15日以内に河合町にこれを申し出ることができる。

平成30年7月23日

河合町長 岡井 康德

1. 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 平成30年 7月24日(火)  
至 平成30年 8月22日(水)

2. 農用地利用計画の案の異議申出期間

自 平成30年 8月23日(木)  
至 平成30年 9月 6日(木)

3. 農用地利用計画の案の縦覧場所

河合町役場 まちづくり推進部 地域活性課  
河合町池部1丁目1番1号